

里親制度の運営について（改正通知（案）） 新旧対照表

新	旧
<p>第1 里親制度の趣旨 略</p> <p>第2 里親制度の運営</p> <p>1 里親制度は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）、児童相談所長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び「<u>里親が行う養育に関する最低基準</u>」（平成14年厚生労働省令第116号。以下「<u>最低基準</u>」という。）のほか、本通知により、それぞれ運営し、関与するものであること。</p> <p>2 略</p> <p>3 児童相談所長は、福祉事務所長、児童委員、児童福祉施設の長、市区町村、学校等をはじめ、<u>里親支援機関</u>、里親会その他の民間団体と緊密に連絡を保ち、里親制度が円滑に実施されるように努めること。</p> <p>4 児童福祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連携をとり、協働して児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めること。特に、児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員等は、<u>児童相談所や里親支援機関等と連携し、里親への支援等に努めること。</u></p> <p>第3 里親の認定等</p> <p>1 里親認定等の共通事項 (1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>児童相談所長は、児童福祉法第34条の15の欠格事由については、里親希望者に本人又はその同居人が欠格事由に該当しない旨を申し出る書類の提出を依頼すること、市町村の犯罪証明書の提出を依頼すること等により適宜確認すること。</u></p> <p>(4) <u>都道府県知事は、里親の認定を行うに当たっては、里親希望者の申出があった後速やかに必要な研修を実施し、認定の適否につき都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）児童福祉審議会（児童福祉法第</u></p>	<p>第1 里親制度の趣旨 里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものであること。</p> <p>第2 里親制度の運営</p> <p>1 里親制度は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）、児童相談所長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、<u>「里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号。以下「省令」という。）及び「里親が行う養育に関する最低基準」（平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」という。）</u>のほか、本通知により、それぞれ運営し、関与するものであること。</p> <p>2 児童福祉法第32条の規定により都道府県知事から児童を里親に委託する権限の委任を受けた児童相談所長は、必要と思われる事項につき、都道府県知事に報告すること。</p> <p>3 児童相談所長は、福祉事務所長、児童委員、児童福祉施設の長、市区町村、学校等をはじめ、里親会その他の民間団体と緊密に連絡を保ち、里親制度が円滑に実施されるように努めること。</p> <p>4 児童福祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連携をとり、協働して児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めること。特に、児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員等は、<u>里親への支援等に努めること。</u></p> <p>第3 里親の認定等</p> <p>1 里親認定等の共通事項</p> <p>(1) 里親の認定を受けようとする者（以下「<u>里親希望者</u>」という。）は、居住地の都道府県知事に対し、書面で、その旨を申し出なければならないこと。 なお、この書面には、省令に規定する事項を記載させるほか、必要に応じて、健康状態を調査するための健康診断書、経済状態を確認させるための書類を提出させること。</p> <p>(2) 児童相談所長は、申出があった場合には、直ちに児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委嘱を行う等の措置を採り、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申出書に添付して、都道府県知事に送付すること。</p> <p>(3) 都道府県知事は、里親の認定を行うに当たっては、里親希望者の申出があった後速やかに認定の適否につき都道府県児童福祉審議会（児童福祉法第8条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会とす</p>